

毎週  
火、金曜日発行（但休日に当ると  
翌日）  
昭和4年4月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

日 次

◇告示

解除予定の保安林にする旨の通知  
鳥取県産卵能力依頼検定規程

臨時種畜検査の実施  
家畜伝染病予防法による肝てつ検査等の実施  
基本測量を実施する旨の通知

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

◇正誤 昭和三十九年九月十六日付け鳥取県規則第四  
十九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十三号

鳥取県産卵能力検定規程（昭和二十五年一月鳥取県告示第二十二号）の全部を次のように改正する。

昭和三十九年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十一号  
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県産卵能力依頼検定規程

(趣旨)

第一条 知事が依頼を受けて行なう鶏の産卵能力検定（以下「検定」といふ。）については、この規程の定めどりによる。

(検定)

第二条 検定は、検定を依頼する者（以下「依頼者」という。）の鶏舎で行なうものとする。

第三条 検定は、次の表の上欄に掲げる品種の鶏であつて同表下欄に掲げる要件を満たしているものについて行なう。

品種	要件	件
單冠白色レグホン種	一 前二代の血統及び産卵能	力が明瞭であること。
横はんブリマースロツク種	二 年年齢法（昭和三十五年法律第百九号）による標準鶏の認定を受けたもの	であること。
単冠ロードアイラントレッド種	三 であること。	検定する年の1月1日以後
ニューハンプシャー種	四 に悪化したものであること。	であること。
古河屋種		悪癖又は疾病がないもの。

(検定の期間)

第四条 検定は、毎年検定を受けようとする鶏の初産の日から開始し、その期間は、一箇年とする。

(検定の依頼)

第五条 依頼者は、検定を受けようとする鶏の品種ごとに、別記様式による依頼書を毎年七月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 検定は、検定を受けようとする鶏の羽数が一品種につき百羽以上でなければ依頼することができない。

3 知事は、第一項の依頼書を受理したときは、直ちに現場調査のうえ、検定を行なうかどうかを決定し、その結果を依頼者に通知するものとする。

(検定の中止)

第六条 知事は、知事の承認を受けて検定を受けている鶏が他に転売されたとき又は検定を受けている鶏が疾病にかかりた等の理由により検定の続行が不可能と認められたときは、検定を中止することがある。

(検定の公表)

第七条 知事は、検定の成績を公表するものとする。

(検定のための指示検査等)

第八条 知事は、依頼者に対し、検定を受ける鶏の飼育管理について必要な指示をし、又は検定のため必要な資料の提供を求めることがである。

附則

この規程は、昭和三十九年九月十八日から施行する。

別記様式

産卵能力検定依頼書

鳥取県知事

住 所

氏 名 (印)

年 月 日

鳥取県知事

石

破

一

朗

下記の鶏について鳥取県産卵能力依頼検定規程により検定を依頼します。

1 品種

00355

(第3種郵便物)  
(認可)

5 昭和39年9月18日 金曜日 鳥取県公報 第3566号

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏	四 実施の期日 別表のとおり
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査	五 検査及び投薬の方法
ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査	肝てつ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与
だに駆除……BHC散布	ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応
肝てつ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与	別表 肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除 及び肝てつ駆除のための投薬
実施期日	実施区域
九月二十四日	江府町
"二十五日	下蚊屋
"二十六日	放牧場
"二十九日	大河原検診場
"三十日	日の詰
"十月一日	池の内
"十月二日	栗尾

鳥取県告示第五百四十五号

第一 施次 第二期 日 次 检查場所 家畜の種類

一 実施の目的 肝てつ症、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に対して、検査、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年九月十八日

鳥取県知事 石破二朗

八頭郡氣高町浜村 浜村家畜市場 乳牛、和牛及び豚  
米子市勝田町 米子 "

日野郡日野町根雨 根雨 "

倉吉市八屋 倉吉 "

東伯郡赤崎町赤崎 農林省鳥取種畜牧場 "

八頭郡氣高町浜村 浜村家畜市場 乳牛、和牛及び豚  
米子市勝田町 米子 "

日野郡日野町根雨 根雨 "

倉吉市八屋 倉吉 "

農林省鳥取種畜牧場 "

00354 (第3種郵便物)  
(認可) 4

昭和39年9月18日 金曜日 鳥取県公報 第3566号

ひな白痢検査

実施期日

実施区域

実施場所

三 作業地域 昭和三十九年十一月八日まで 西伯郡名和町

九月二十八日 境港市上道  
" 二十九日 " 各鷺舎巡回  
十月 一日 " "

鳥取県教育委員会告示第二十七号  
昭和三十九年九月十八日

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 昭和三十九年九月二十二日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 オリンピック聖火リレー実施計画について  
2 その他

鳥取県告示第五百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年九月十八日

鳥取県知事 石破二朗

正

誤

一 作業種類 基本測量（二等多角測量）  
二 作業期間 昭和三十九年九月二十日から

一 上 終りから一

鳥取県行啓奉迎本部設置規則

昭和三十九年九月十六日付け鳥取県規則第四十九号の題名中誤りがあつたので訂正する。

正

誤

行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
所 鳥取県鳥取市栗谷町  
一部月額 二五〇円（送配料共）一所